

2017年3月作成

ジェトロ・パリ事務所

**法務・税務セミナー概要（2016年12月7日開催 於パリ）**

講師：アルテミッド・コンセイユ ジャパンテスク

テーマ：＜2017年度予算法案 -改正税法-＞

**I. 個人税制**

## 1) 個人税制

対象となる所得は勤労所得/代替所得（給与、失業手当/年金）、資産所得（事業譲渡益、利息、配当、不動産所得、個人譲渡益）、個人営業の医者などの勤労および資産所得（職業上の機械等）、農業所得。給与所得については、約23%程度の社会保険料被雇用主負担分を差し引いた手取り額から10%の必要経費を控除した金額に対して所得税が課税される。

フランスの個人所得税の特徴は①家庭単位で計算 ②家族係数（N分N乗方式）に基づき計算 ③各自申告制（2018年から源泉徴収方式の導入予定） ④社会保険財源税の存在である。

## 2) CSG（一般社会保険税7.5%）/CRDS（社会保険負債返還税0.5%）

社会保険の赤字補填のための社会保険財源税。フランス居住者全体を対象とし、給与、代替所得（失業手当/年金）、資本所得（配当/利子）に源泉徴収課税される。資産所得に対しては、その他の社会保険料とあわせて一律15.50%。

## 3) 家族係数

子供1人に対して0.5、3人目から1で計算。上限があり、子供係数0.5につき1,512ユーロまでの節税

## 4) 個人所得税（累進税制）

家族係数1の場合の適用税率（2016年所得 2017年支払い）は、9,710ユーロまで課税なし、9,710超える～26,818以下14%、26,818超える～71,898以下30%、71,898超える～151,260以下41%、151,260超える45%。

**II. 個人所得税の源泉徴収**

源泉徴収移行期間である2017年の所得については、課税控除という形で課税しない。ただし、特別収入があれば課税される。源泉徴収の税率は前年度の所得申告額に基づき、9月に税務署から本人に税率の連絡があるが、税率の変更を求めることが可能。本人承諾の税率が雇用主に通知される。

**III. 駐在員税制**

## 1) フランス駐在員税制

外国企業の従業員/役員で、フランス企業に駐在する者は勤労所得（駐在員手当、外国出張手当）、外国資産取得に関して、駐在を開始した年の翌年から数えて5年目の12月31日まで、一

定の条件の元に控除が適用される。予算法案では 8 年に延長予定。社会保険については、日仏社会保険二重払い防止協定により、失業保険は除いて 5 年間は対象外となる。

## 2) 富裕税

フランス国外も含めた純資産が基準(2016 年は 130 万ユーロ)以上の場合、フランス居住者は富裕税の対象となる。ただし、過去 5 年間にフランス居住者でなかった者はフランス資産だけが対象となる。適用期間 5 年。

## 3) 給与税

銀行、保険会社、持ち株会社など TVA の対象とならない企業を対象に給与額により定められる雇用主負担の税金。累進課税で、7,713 ユーロ未満 4.25%、7,713~15,401 まで 8.50%、15,401~152,122 ユーロまで 13.60%、152,122 ユーロを超える分については 20%。(2016 年)

# IV. 企業税制

## 1) 法人税

現行法人税:税率 33.33% 予算法案では段階的に法人税率を引き下げ、2020 年までに 28%に下げる予定。

## 2) 中小企業向け措置(現行)

当該措置の対象企業は、売上が 7,630,000 未満で、かつ 75%以上が個人株主で占めている企業。法人税率が 38,120 ユーロまでは 15%、それ以上は 33.33%。社会保険拠出金(法人税額の 3.3%)については 763,000 ユーロの控除。

## 3) 大企業向け措置(現行)

時限特別拠出金として、2011 年 12 月 31 日から 2016 年 12 月 30 日までの決算が対象。売上が 2 億 5,000 万ユーロ(除く、金融収益、特別収益)の企業を対象、連結納税の場合には、グループ会社の売上総計。社会保険拠出金として法人税額の 3.3%。

## 4) 配当への 3%課税(現行)

ヨーロッパ中小企業と連結納税グループ内配当は例外として非課税。ただし、連結納税に限るのは憲法違反と判断され、2016 年度修正予算法案にて、95%以上の出資をする親会社への配当は親会社がフランス国内外に係わらず非課税となる。

## 5) 競争力・雇用税額控除(CICE)

暦年に支払った給与で、最低賃金(月額:1,466.62 ユーロ)の 2.5 倍(月額:3,666.55 ユーロ)までの給与を対象として計算した金額を法人税から控除するもので、2013 年より導入された。現行の給与額の 6%を 2017 年予算法案では 7%に引き上げる予定。原則として、控除額は給与が支払われた年度の税額と相殺、相殺しきれない額に関しては、その後 3 年間の税額と相殺となる。それでも相殺しきれない場合には還付となる。